

景観法を活用した「矢部川流域景観計画」を策定しました ～筑後田園都市リーディングプロジェクト「風致景観のルールづくり」～

福岡県では、豊かな自然・文化・歴史に恵まれ、農業や伝統工芸産業などの多様な産業が集積する筑後地域の特性を活かし、21世紀型の新しい都市づくりを進める「筑後ネットワーク田園都市圏構想」（平成15年3月策定）を推進しています。

この構想のリーディングプロジェクト「風致景観のルールづくり」では、川や海、田園、山々など筑後特有の美しい景観を守り育てていくために、市町村界を越える広域の景観を、筑後全体の地域資源として位置づけ、一体的に保全・整備する取り組みを進めています。

その先行モデルとして、平成19年5月に締結した「矢部川流域景観テーマ協定」に基づき、このたび景観法を活用した「矢部川流域景観計画」を策定しました。併せて、福岡県美しいまちづくり条例を一部改正し、行為の届出等について所要の規定の整備を行っています。

【景観計画の目的】

現在、矢部川流域では、道路、公園、鉄道などの基盤整備が着実に進められています。こうした生活利便性の向上とあわせ、美しい田園や山並み、河川、道路など広域的に連続する景観を保全・形成していくためには一定のルールが必要であることから、テーマ協定をさらに一歩進め、景観法を活用した景観計画を策定するものです。

この計画では、流域全体の景観の向上に実効性をもたせるため、広域的な景観形成に影響のある一定規模以上の行為を届出対象とし、景観形成基準への適合を求めています。

また、矢部川という河川を骨格として、流域に多数存在する自然や歴史などの景観資源を保全活用することとしています。

【景観計画の対象区域】

計画全体の対象区域は、流域の柳江市、八女市、筑後市、みやま市、立花町、黒木町、矢部村、星野村の8市町村の区域です。ただし、景観法に基づく行為の制限に関する事項は、景観行政団体（柳江市、八女市）を除く6市町村の区域です。

【策定日】平成21年3月30日

【施行日】平成21年7月 1日

策定までの経緯

- ①平成19年 7月～：矢部川流域景観協議会でワークショップを開催（全6回）
- ②平成20年 5月～：フィールドワーク・討論会による検討（全5回）
- ③平成20年 9月：パブリックコメントを実施
- ④平成20年11月：県景観審議会に諮問
- ⑤平成21年 2月：県都市計画審議会の意見聴取
：市町村長の意見聴取、公共施設管理者の協議・同意
- ⑥平成21年 3月：県議会で条例改正議決

今後は、説明会や講習会の実施、パンフレットの配布等を行いながら、本計画の周知を図ってまいります。